

令和5年度 総合相談窓口(ブランチ)事業評価指標に基づく評価結果

資料9

項目		実施基準	蒲生ブランチ		鰐江ブランチ	
			基準結果	項目結果	基準結果	項目結果
運営体制	1	職員の適正配置	・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している	○	○	○
	2	専門性の確保	・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている	○	○	○
	3		・市主催の職員研修に、参加している	○	○	○
	4	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している	○	○	○
	5	苦情解決体制の整備	・苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している	○	○	○
	6	個人情報の保護	・個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全職員が理解し、適切に運用している	○	○	○
業務別取り組み	7	高齢者支援のためのネットワークの構築	・地域ケア個別会議を開催している	○	○	
	8		・ブランチ連絡会に、参加している	○	○	○
	9		・地域ケア個別会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている	○	○	
	10		・地域包括支援センターと協働して、地域ケア個別会議から見えてきた課題をまとめている	○	○	
	11	総合相談	・総合相談に対して相談記録を残し、適切に対応している	○	○	
	12		・生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対し、介護予防の視点で相談に応じ、適切な対応ができる	○	○	○
	13		・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している	○	○	
	14	認知症高齢者等支援	・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている	○	○	○
	15	ブランチの周知活動	・地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取組んでいる	○	○	○
	16	虐待防止・権利擁護	・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携して対応している	○	○	
	17		・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	○	○	○
総合結果			◎		◎	